

## 生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略〔平成27年(2015)年度ー平成31(2019)年度〕(以下「総合戦略」という。)第1章の推進体制として掲げる生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議(以下「戦略会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

### (戦略会議の開催)

第2条 戦略会議は、総合戦略の進捗状況の検証を客観的に行う必要から、外部有識者等の意見を聴くために開催するものとする。

### (参加者)

第3条 市長は、総合戦略を策定するに当たり開催した生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議開催要綱(平成27年5月27日施行)による生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の参加者のうちから戦略会議への参加を求めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に戦略会議への参加を求めることができる。

3 前2項に定めるもののほか、市長は、戦略会議の座長として学識経験のある者の参加を求めるものとする。

4 市長は、原則として、同一の者に継続して戦略会議への参加を求めるものとする。

### (運営)

第4条 座長は、戦略会議を進行するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、関係者に戦略会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、戦略会議を部会に分けて開催することができる。

### (開催期間)

第5条 戦略会議の開催期間は、総合戦略の進捗状況の検証が終了する時までとする。

### (庶務)

第6条 戦略会議の庶務は、総合戦略を総括する課において処理する。

### (施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年3月9日から施行する。